「にいがた食の安全・安心基本計画改訂(案)」への意見と県の対応

意見の反映状況　Ⅰ　反映したもの　Ⅱ　既に記述済みのもの、または他で対応済みのもの
Ⅲ　今後の検討課題とするもの　Ⅳ　その他記述を変更しなかったもの

施策に関する意見等

施策	意見（県民・市町村等）	県の対応・反映状況	
施策の視点	「～食品関連事業者の自主的な取組を推進する必要があります。（視点１　８～９行）」という記載は、「～必要があるので、〇〇を行う。」など、何を行うのかを明記すべきではないか。	具体的な取組内容については、施策１から10において記載しています。	Ⅱ
施策１	県の取組1「安全・安心な農産物等生産技術の普及」については、農薬の安全使用や軽減が消費者にとって関心が高い項目であるため、農業者への普及だけでなく、消費者への周知等も行うべきではないか。	施策11「県からの情報発信の強化」で、消費者に対して、できる限りわかりやすい形での食の安全・安心の情報の提供を行うこととしており、ご意見にある内容についても、機会を捉えて情報の提供・周知を図っていきます。	Ⅱ
施策２	県の取組として、鳥・豚インフルエンザへの対応も記述すべきではないか。	鳥・豚インフルエンザの検査、監視体制等を追加記載します。	Ⅰ
施策４	外食等において、消費者の主体的な取組・判断を促す観点から「外食、中食等における原材料の産地表示」を促進することが必要ではないか。	「施策14」において、食品関連事業者は、自ら食の安全・安心に関する基準を設定し公開することにより、県民が食品を選択する際の目安を提供するよう定めており、外食、中食等の事業者における自主的な取組を促しています。	Ⅱ
施策８	県の取組5「販売店等における食品表示の点検指導、監視の実施」の記載内容のうち「不適正な表示」については、排除とともに公表を行うべきではないか。	不適正な表示については、食品衛生法において、改善の指示に従わない場合は、事業者の処分と公表をしており、JAS法に基づき改善を指示した場合は、その旨を公表しています。	Ⅱ
施策８	県の取組6「外食での牛肉の原産地表示の促進」について、原産地表示は、牛肉だけではなく、主要な原材料の全てについて行うべきではないか。	「施策14」において、食品関連事業者は、自ら食の安全・安心に関する基準を設定し公開することにより、県民が食品を選択する際の目安を提供するよう定めており、外食事業者における、自主的な取組を促しています。	Ⅱ
施策16 施策17	施策１６「食の安全・安心に係る施策の申出制度の普及」及び施策１７「食に起因する危害情報の申出制度の普及」については、「施策や情報の申請制度」として一体化してもいいのではないか。（それぞれ、申請制度の内訳として整理）	２つの施策には関係者（事業者・消費者）の役割や緊急性に大きな違いがあるため、現行どおりとすることが適当と考えます。	Ⅳ

取組指標に関する意見等

施策	意見（県民・市町村等）	県の対応・反映状況	
施策1	取組指標にトレーサビリティの取組を掲げることが必要ではないか。（取組の割合等）（数年前から農業団体が取り組んできていると思われる。）	トレーサビリティの推進にあたっては、生産から流通の各段階において、食品関連事業者による自主的な取組を促しているところであり、今後、適切な指標の設定について検討していきます。	Ⅲ
施策4	取組指標に「HACCP認証制度の取組企業数」を上げるべきではないか。	厚生労働省のHACCP認証制度（総合衛生管理製造過程承認制度）は、企業の自主的な取り組みであるため、取組指標として目標値を設定することは困難であると考えます。今後も、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理手法が浸透するよう啓発に努めます。	Ⅳ
施策10	取組指標の「環境保全型農業の推進に向けて取り組む研究課題数」について、大切なのは課題数ではなく、研究内容の充実であることから、研究費や研究人数などの指標とすべきではないか。（課題数を確保しても、内容が伴わなければ意味がない。）	環境保全型農業の推進に向けた研究については、課題数の確保と同時に研究内容の充実を図りつつ取組を行っているところです。 ご指摘のありました指標の考え方としては、研究課題の規模が様々であることが想定されるため、指標として研究費・研究人数を設定することは困難であり、課題数としたところです。なお、今後、より適切な指標のあり方について検討していきたいと考えています。	Ⅲ
施策13	審議会の開催回数の目標設定だけでなく、具体的な課題を明確にしてもらいたい。	審議会については、にいがた食の安全・安心条例において、基本計画の審査、県民からの施策の申出の審査、食の安全・安心に関する事項の知事への意見具申等の役割を規定しています。	Ⅱ
施策19	「にいがた食の安全・安心サポーター」は、活動内容や地域の広がりを考慮すると、40人程度では不十分ではないか。（少なくとも数百人単位ではないか）	「にいがた食の安全・安心サポーター」は、食品衛生に関する高度な知識を有している必要があるため、今後も人材の発掘と育成に努めたいと考えています。	Ⅲ

見直し案以外に関する意見

施策	意見（県民・市町村等）	県の対応・反映状況
審議会の運営に関する意見	審議内容はなるべく早く公開してもらいたい。	可能な限り速やかに公表します。
食品衛生監視指導計画に関する意見	食品安全広域監視班による大規模製造業や広域流通食品取扱施設に対する重点監視による事業者へのトレーサビリティの推進について、各保健所別の監視員数と具体的にどのように推進されるのかを提示してもらいたい。	ご意見については、「平成21年度新潟県食品衛生監視指導計画」に基づき実施することとしています。具体的には、原材料の仕入れや使用状況、添加物使用状況、製造状況、製品の出荷状況及び表示に関して、確認と記録の検証を行うこととしています。